

規定改定のお知らせ

平素より当会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当会では、全国銀行データ通信システム稼働時間拡大対応に伴い、「振込規定」を次のとおり改定させていただきますので、お知らせいたします。

(令和元年11月11日)

「振込規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
1. (適用範囲) (省 略)	1. (適用範囲) (同 左)
2. (振込の依頼) <ul style="list-style-type: none"> (1) (省 略) (2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。 <ul style="list-style-type: none"> ① ② (省 略) ③ ④ ⑤ <u>文書扱いは振込機では取扱いませ</u> <u>ん。</u> (3) (省 略) (4) (省 略) 	2. (振込の依頼) <ul style="list-style-type: none"> (1) (同 左) (2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。 <ul style="list-style-type: none"> ① ② (同 左) ③ ④ ⑤ <u>(追 加)</u> (3) (同 左) (4) (同 左)
3. (振込契約の成立) (省 略)	3. (振込契約の成立) (同 左)
4. (振込通知の発信) <ul style="list-style-type: none"> (1) (省 略) (2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に、<u>振込機による依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする振込依頼</u>を受付けた場合には、上記(1)の規定にかかわらず、<u>指定された日</u>に振込通 	4. (振込通知の発信) <ul style="list-style-type: none"> (1) (同 左) (2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に<u>振込機による振込の依頼</u>を受付けた場合には、上記(1)の規定にかかわらず、<u>電信扱いのときは依頼日の翌営業日に、また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後2営業日以内</u>に振込通知を発

改 定 後	改 定 前
<p>知を発信します。 <u>ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u></p>	<p>信じます。 <u>(追 加)</u></p>
<p>5. (証券類による振込) () (省 略)</p>	<p>5. (証券類による振込) () (同 左)</p>
<p>10. (通知・照会の連絡先)</p>	<p>10. (通知・照会の連絡先)</p>
<p>11. (手数料)</p> <p>(1) () (省 略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 振込資金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却いたしません。</p> <p>(5) () (省 略)</p> <p>(6) () (省 略)</p>	<p>11. (手数料)</p> <p>(1) () (同 左)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>貯金口座から振替えた振込資金</u>が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却いたしません。</p> <p>(5) () (同 左)</p> <p>(6) () (同 左)</p>
<p>12. (災害等による免責) () (省 略)</p>	<p>12. (災害等による免責) () (同 左)</p>
<p>15. (規定の変更等)</p>	<p>15. (規定の変更等)</p>

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。